



# 市 からの 連絡 帳

## 届け出・年金

### 西東京市民カードの引き換え窓口を開設

印鑑登録証から市民カードへの引き換えおよび新規暗証番号登録、セキュリティ強化のための暗証番号変更、生分解性プラスチックで作られた破損しやすい市民カード(番号が金色)の引き換えのための窓口を開設します。

暗証番号を登録した市民カードがあれば、自動交付機が利用できます。この機会をご利用ください。

**時・場**  
保谷庁舎 1階…11月3日(祝)・17日(土)  
田無庁舎 2階…11月10日(土)・24日(土)  
各日午前9時～午後0時30分

※通常の土曜日窓口業務も併せて行っています。  
持①印鑑登録証・ほうや市民カード・西東京市民カードのうちいずれかお持ちのもの ②官公署の発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・旅券・顔写真付き住基カード等)  
※暗証番号を登録または変更する場合は、必ず本人が来庁してください。  
※②をお持ちでない方が暗証番号を登録・変更する場合は、照会方式(後日もう一度来庁)と、即日登録ができる保証人登録制度があります。  
※破損したカードを引き換える場合の本人確認は、健康保険証や年金手帳でも可。  
※代理人による破損したカードの引き換え申請は、代理人選任届(本人自筆で登録印を押印したもの)と代理人の本人確認ができるものが必須です。  
◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

### 付加年金をご存じですか

国民年金第1号被保険者の方が月々の保険料に400円(付加保険料)をプラスして納めると、老齢基礎年金に上乗せして給付される付加年金制度があります。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数として計算されます。例えば、10カ月付加保険料を納めた場合、200円×10カ月=2,000円(年額)が付加年金として支給されます。

☑国民年金第1号被保険者(保険料の免除を受けている方および国民年金基金加入者を除く)  
□納付開始月 申し込んだ月から  
申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)へ。  
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

## 教育

### 平成25年春入学の学校選択制度 申請は10月31日(水)まで

この制度は、新入学の際に住所地の指定校以外の市立小・中学校を希望する場合、希望校を事前に申し立てることができる制度です。

※住所地の指定校に入学する場合、特別な手続きは必要ありません。

☑平成25年度新入学の児童・生徒  
◆通常の受け付け  
時 10月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)  
場 教育企画課(保谷庁舎3階)  
◆臨時窓口  
時・場 10月17日(水)～19日(金)午前8時30分～午後5時・田無庁舎1階  
◆教育企画課 保(☎042-438-4071)

# 平成23年度決算に基づく健全化判断比率と 資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取り組みを行うこととなります。

平成23年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、すべての指標において各基準の範囲内となりました。市では、引き続き行財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。  
◆財政課 田(☎042-460-9802)

### ◆健全化判断比率 (単位：%)

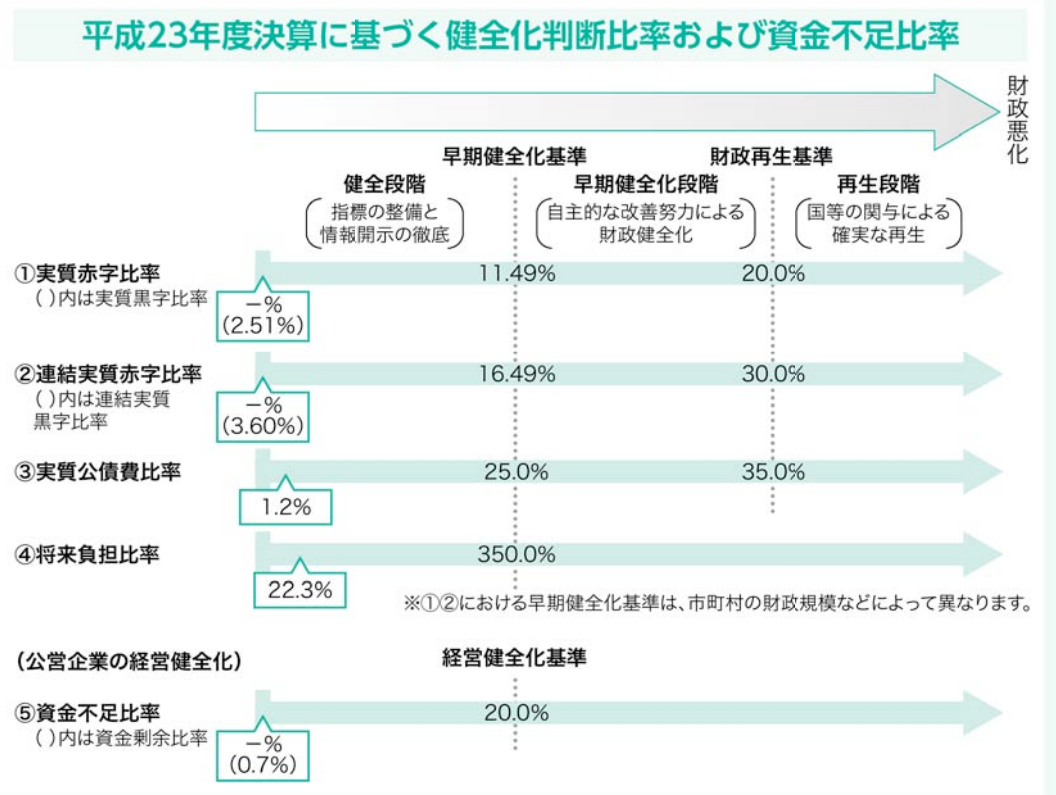
健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	- (実質黒字比率 2.51)	11.49
連結実質赤字比率	- (連結実質黒字比率 3.60)	16.49
実質公債費比率	1.2	25.0
将来負担比率	22.3	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「-」と表示しています。  
注：( )内には実質収支または連結実質収支が黒字である場合の、実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

### ◆資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	- (資金剰余比率 0.7)	20.0

注：資金不足額がない場合は「-」と表示しています。  
注：( )内には資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。



### 〈語句説明〉

- ◆実質赤字比率 一般会計など(※1)において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※2)に対する割合です。
- ◆連結実質赤字比率 特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- ◆実質公債費比率 一般会計などが負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の借入金返済に充てたと認められるもの等)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。
- ◆将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高・一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額・職員退職手当支給予定額等)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。
- ◆資金不足比率 公営企業会計において資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

- ※1 一般会計等 地方公共団体の会計のうち、地方税や交付税を主な財源とする会計など(地方公営事業会計以外の会計等)で、本市の場合は一般会計・中小企業従業員退職金等共済事業特別会計および保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計が該当します。
- ※2 標準財政規模 地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです(臨時財政対策債の発行可能額を含む)。

### 財政白書(平成23年度決算版)・市税白書(平成23年度版)を作成しました

市では、市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、財政白書と市税白書の最新版を作成しました。財政白書は財政課(田無庁舎3階)、市税白書は市民税課(田無庁舎4階)、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。また、市HPでもご覧になれます。  
◆財政白書に関するお問い合わせ 財政課 田(☎042-460-9802)  
◆市税白書に関するお問い合わせ 市民税課 田(☎042-460-9826)・納税課 田(☎042-460-9831)・資産税課 田(☎042-460-9829)